

第四共和制フランス政府の中国承認外交（1949-1950）

三宅 康之*

France's Diplomacy of Recognizing the People's Republic of China, 1949-1950

Yasuyuki MIYAKE

要旨：1949年、中国共産党の全国支配が視野に入るようになり、10月1日に中華人民共和国の建国として実現した。この国際秩序の一大変化に際し、中国不承認を要請する米国と同時承認を誘う英国との狭間において、国際社会で一定の影響力を有する中堅国（ミドルパワー諸国）はどのような外交を展開したのか。本稿では、第四共和制フランスの事例を取り上げて検討する。

当時インドシナに「死活的利益」を有していたフランスにとって、ベトナムとの内戦の勝利と実質的支配の継続が最優先目標であり、対中政策もこの観点から講じられた。1949年中はインドシナ紛争への影響を抑制するために中国での事態の進展を遅らせることに主眼を置き、英米の一方が独走すれば他方と協調し、牽制する外交を展開した。1950年には承認を利用して北ベトナムと中国の離間を図るが、中国と接触する以前に中国の朝鮮戦争参戦により断念を余儀なくされたのであった。

Abstract :

When the People's Republic of China was established on October 1st 1949, the question of recognizing the new China became complicated for the non-socialist states, since the United States took non-recognition policy while the United Kingdom promoted early recognition in concert with other friendly states. How did Middle Powers respond to this epoch-making change of the international order? In this study, the case of French diplomacy during the Fourth Republic is examined. In 1949, the top priorities of France, which had "vital interests" in Indochina, were the victory in the civil war against the Viet Minh and the continuation of its de-facto control over Indochina. With this objective in mind France also pursued its policy towards China. Intending to limit China's influence on the Indochina conflict, French diplomacy throughout 1949 aimed at delaying developments with respect to the recognition of China, and to counter any unilateral move on the side of Britain or the United States by co-operating with the opposite side. In 1950, France then tried to use the recognition issue to separate North Vietnam from China, but was forced to abandon this attempt, even before contacts with China could have been made, because of China's involvement in the Korean War.

キーワード：フランス外交、同盟政治、中国承認問題

*関西学院大学国際学部教授

1. はじめに

1949年初、中国大陸部では中国共産党の全国支配が視野に入るようになり、10月1日に中華人民共和国（以下、中国）の建国として実現した。この国際秩序の一大変化に際し、中国不承認を要請する米国と同時承認を誘う英国との狭間にあって、国際社会で一定の影響力を有する中堅国（ミドルパワー諸国）はどのような外交を展開したのか。これが本研究の中心的な問いである。筆者は別稿においてこうした問題関心からカナダについて論じた（三宅、2020）。本稿では1946年末に発足した第四共和制下のフランスの事例を1949年から50年にかけて検討する。

フランスが他の国々と決定的に異なるのは、フランスが中国と隣接するインドシナ半島の再植民地化に「死活的」と言っても過言ではない利害関係を有していた点である。しかも第四共和制発足時点ですでにフランス政府は、コミンテルンや中国共産党と密接な関係を持つホー・チミン率いる民族独立運動との内戦に陥っていた。では、自国の国益を維持するため、フランスはどのような外交を行ったのだろうか。

フランスの中国承認に関する先行研究は、中仏双方で相当の蓄積が存在するが、当該時期について詳しいのはQu Xing（曲星）（2005）と黄慶華（2014）である。ただし、中国の研究に共通して、二国間関係に集中するあまり、第三国の存在は捨象するくらいが否めない。フランス側では国際法学者Chaigne（1996）が承認問題について歴史的経緯を丁寧に踏まえた上で法律的観点から分析している。歴史家Bensacq-Tixier（2014）は20世紀前半を要領よく通観しており、各地に派遣された外交官の動向にも詳しい。歴史家Robin（2013）は英仏、米仏との相互作用を視野に収めようとする点で本稿と視点を共有しているが、検討は実質的に1949年内までであり、時期区分の仕方も本研究と若干異なる。

史料については英米仏の外交文書を主に利用し

た。アメリカの外交文書集（*Foreign Relations of the United States*、以下FRUS）やイギリスの外交文書集（*Documents on British Policy Overseas*、以下DBPO）の関連巻は比較的早くに出版されていたが、2010年代に入り、1940年代末から50年代前半にかけてのフランス外交文書集（*Documents Diplomatiques Français*、以下DDF）が公刊され、フランス外交についても見渡しやすくなった¹⁾。インドシナ問題については鳥潟（2015）から多くを学んだ。新聞は*Le Monde*紙を参照した。

2. 中華人民共和国成立以前の 中国承認問題への対応

2-1 「注意報」から「警報」へ（1948年末）

近代フランスの中国進出の特徴としては、企業よりも宣教師が関わる学校・病院および在外公館が関与するフランス語学校・文化センターが上海をはじめとする大都市に展開されたことが挙げられる（Qu（2005）第6章が詳しい）。

第二次世界大戦中にはヴィシー政権と汪兆銘の南京政権が相互承認し、蒋介石の重慶政府はドゴールの自由フランス亡命政府と相互承認するという錯綜状態に陥ったが、その後は重慶政府と臨時政府、ついで第四共和制政府との国交関係に整理された。中国での勤務経験が長いメイリエ大使は駐華外交団の団長として重きをなした。

また、1946年2月に締結された仏中協定では、中華民国側がフランスのインドシナ領有を事実上認めるのと引き換えに、中国内での仏特権を撤廃させインドシナでの優遇措置を獲得した。しかし、こうして仕切り直された両国関係は、深化することはなかった。6月から中国で国共内戦が始まり、フランスもまた第四共和制に移行する直前の同年末にインドシナ紛争に突入したからである。

周知のように、1947年7月の延安戦役を境に、国共内戦は共産党優勢に逆転した。では、フランス政府はいつ頃から中国共産党政権の樹立、承認

1) 以下、DDF・DBPO・FRUS 掲載文書を示す際、略称、年次（下二桁）、巻数（DDFはT1/T2）、文書番号（FRUSはページ数）と表記する。

問題を検討し始めたのだろうか。アジア太平洋局作成のメモによると、メイリエ大使が国民党の将来に最初に警鐘を鳴らしたのは、1948年10月26日付本省宛電報でのことのようにあり、初めて人民解放軍が大都市を攻略した同年9月下旬の済南戦役の直後から国民党軍にとって急速に情勢が悪化したことに関して、本省としても留意していた（DDF48T2, 296）。12月13日になるとメイリエ大使は中国共産党南下がインドシナへもたらす影響について強い警告を発した（DDF48T2, 419）ものの、この時点では本省側で深刻に受け止められた形跡は見られない。

この間の英米の動向を確認すると、米国政府は米国民の共産党支配圏からの引き揚げを推進していた。これとは対照的に、中国本土・香港に膨大な資産を有していた英国は、可能な限り現地にとどまる「ドアに足を残す」方針を1948年12月13日に閣議決定したのであった（DBPO, 52）。

2-2 大使館移転問題と和平仲介の拒否

淮海戦役勃発の直前の11月初旬の時点で国民政府が広州に首都移転を検討しているという情報を入手したメイリエ大使は、南京に残留して事態の推移を観察すべきであると本省に進言した。本省は政府に随行するのが当然として反対したが、大使は南京で外交団長として英蘭白加米などの大使を招集して移転問題を検討し、残留すべきとの結論に至った旨の報告を11月30日に上げると、本省も残留に同意した。その後、実際に広州への遷都が決定した際にも、フランス外務省の原案は大使を上海に移動させることであったものの、しぶしぶ他と足並みをそろえ、広州に公使と若干名の要員を派遣し、大使は南京に残留させた（黄、97）。

前後して、49年1月には蒋介石が国民政府総統を辞任したのち、代理総統に就任した李宗仁が

米ソ英仏など大国に中国共産党との和平仲介を要請したが、いずれもこれを拒否した。この二つの判断の背景には、やがて中国共産党が政権を樹立すれば経済発展のために外国の支援を必要とするであろうから、西側諸国が関与してソ連のみに依存させないこと、国民政府との距離を取ることで中共の好意を得て交渉を容易にすることなどの思惑があった。

2-3 南京陥落まで

大使館移転問題と並行して、英米は1949年の年明けから早速動いた。イギリス側は1月4日に駐仏大使館を通して年末に定めた対中政策に関する覚書を仏外務省に手交し見解を求めた²⁾。これに対し、仏側が示した長文の2月2日付回答からフランスの中国理解と当面の方針が看取される（DDF49T1, 78）³⁾。

それによると、フランスとしても一度離れれば戻ることはできないと考えているとして、イギリスの方針に賛同した。中国の共産主義の性質については、実践の過程でアジア的性格と中国の経済発展段階に対応して純粋なマルクス=レーニン主義から変質するのは疑いないとし、毛沢東らはモスクワと親密な関係にあり、西洋的所有権と自由企業を廃絶する全体主義体制の樹立を望んでいると断定した。

ついで中国共産党主導の政権が及ぼす影響について、イギリスが触れていなかった国連代表権問題を指摘した。地域レベルではインドシナにとっての脅威を強調し、対抗措置として、中国西南部を地盤とする勢力への働きかけを模索すべきであると提起した⁴⁾。最後に仏英協調を強化するよう呼びかけ、サイゴンとシンガポールの治安維持部門間の協力を提案した。なお、この時点では承認問題についての言及は見られない。

承認問題について直截な働きかけを行ったのは

2) Ministère des Affaires Étrangères (MAE), série Asie-Océanie, sous-série Chine, vol.217, fol.1-18 (以下、MAE, vol. fol. と略する)。

3) 1月6日に極東情勢に関する省庁間会議が招集され、とくに中国の内戦とインドネシア問題に重点を置きつつ、英米ソの態度も含め、多角的かつ詳細に検討をしている（DDF49T1, 12）。

4) 外務省内の経済財政局でもイギリスの見解は悲観的とし、広西・広東・四川・雲南の西南部の分離独立傾向を後押しする方策を検討した1月11日付覚書が作成されている（DDF49T1, 23）。

米国であった。1月11日に米国大使が外務省を訪れ、パロディ官房長に対し、中国共産党政権を早期承認するならば米国議会とバオ=ダイ政権に悪影響を及ぼすと圧力を加えた。これに対し、官房長は毛沢東政権の承認はさほど長くは先延ばしできないものの、決定は間近ではないと述べ、大使を安心させた(DDF49TI, 22)。

次にフランスの外交当局が中国承認問題に向き合ったのは3月下旬のことである。今度はイギリスが香港で中国共産党と接触する方針を固め、友好国に事前通知した(実際には取りやめた)。英側の記録では、仏側も同じチャネルを通じてコンタクトを取ることに関心を示すとともに、事実上の承認について検討することを示唆したという⁵⁾。

2-4 南京陥落から上海陥落まで

4月20日に国共間の和平交渉が決裂すると、人民解放軍は長江以南に攻撃を開始し、23日には首都南京を攻略した。パリでは4月30日に中華民国公使から仏政府による中国共産党政権の「事実上の承認」の可能性を照会されたが、アジア太平洋局長はその予定はなく、政権も樹立されていないとすげなく回答した⁶⁾。

南京では状況が安定した5月初旬から英米仏の駐華大使による協議が重ねられ、ついで欧米加豪印など主要国大使の間で関係国が共同行動を取る方針が合意された。しかし、同時に各国の立場の相違が浮き彫りになった。

協議の取りまとめ役を務めたステューヴンス英国大使は早晚樹立される中共政権の早期承認に向けて、まず「事実上の承認」を行い、中国側の対応が好ましければ「法律上の承認」に移行する構想を提案した。

メイリエ仏大使はイギリスのアプローチは素晴らしく見えるが非現実的であり、中国側も受け入れまいと推測したうえで、本省には早期の「法律上の承認」により、国境を侵犯しないという国際法を中国共産党政権に遵守させることでインドシ

ナへの浸透を排除できる旨意見具申した(DDF49TI, 274)。

一方、スチュアート米国大使は早期承認に否定的であった。米國務省も大使の進言に基づき、5月6日から(1)中国共産党に接近させ、みずからイニシャティブをとらないこと(2)共同行動が望ましいこと、の二点について、各友好国に根回しに入った(FRUS49, 12-17)。5月9日パリで米国駐仏大使館から文書が手交されると、シューマン仏外相は直ちに原文に目を通し、同日夜には米国大使に対してアメリカの方針に同意すると口頭で伝えた。さらに、11日に米側に手交した回答文書の中でパリ外相理事会のために國務長官が訪仏する際に中国問題について協議することを希望すると伝えた(DDF49TI, 286)。

こうした中で、上海陥落(25日)が迫った5月21日、フランス外務省アジア太平洋局長パーイエンスにより中国承認問題を検討した覚書が作成された。この問題を題とした覚書としては管見の限り最初のものである。同文書では、上記の英米仏大使の見解を俎上に載せたうえ、さらにインドシナ高等弁務官ピニョンの早期承認反対論に触れた。ピニョンの根拠は、中国を承認すれば外交使節がインドシナ各地に派遣され、反仏活動の拠点を与えることになること、また中国承認はベトナム現地社会からフランスの弱さと受け止められるというものである。局長はメイリエ大使の見解のうちイギリス式の「事実上の承認」に対する留保に同意しつつも、ピニョンの見解を採るとし、早期承認は却下した(DDF49TI, 312)。

2-5 米仏協調の限界

6月16日にベルリン危機をめぐるパリ外相理事会のために訪仏したアチソン國務長官とシューマン外相が会談した際、シューマンから中国問題について切り出し、とくに承認問題に言及して、「承認問題が持ち上がった時、適切に対処すれば、中国共産党政府からインドシナとの国境を尊重する保証を得ることが可能である」との見解を示し

5) The National Archives (TNA), FO371/75810/F4320.

6) MAE, vol.210, fol.24.

た。外相はメイリエ大使の持説を利用して、アチソンの反応を試そうとしたのだと考えられる。これに対し、アチソンは「すべての西洋諸国は共同戦線を維持するべきである」と従来立場を繰り返したうえで、「中国から接触があるが、米国は取り合っていない」と付け加えた（FRUS49, 43）⁷⁾。

米国駐華大使館の6月28日付電報がフランスの真意への米国の疑念を掻き立てた。メイリエ大使は自分が残留しているのは中共政権と交渉し「法律上の承認」を完成させるためと理解しており、公使はクリスマスまでに大使館は北京に置かれているであろうと発言した。また「インドシナにしか関心がない」という公使の態度は大使館員に共有されていて、フランスは同盟国に対する国際的義務に向き合っていないと批判した（FRUS 49, 47）。

この報告を受けて國務省は7月7日駐米公使を呼び、フランス駐華大使がインドシナの利益を守るため可及的速やかに中国共産党政権を承認すべきであると述べたことについて問い質し、懸念を表明した（FRUS49, 48-49）。この件を知ったパリ本省は同7日中に駐華大使館に対し早期承認しない方針を確認した。しかし、これに懲りず、メイリエ大使は8月4日付報告電報では、フランスの中国における利害関係を保全するためと異なる理由を付け加えて自説を繰り返した（DDF49T2, 12; 39）。

ところが、フランス政府側が共同戦線の維持に配慮したにもかかわらず、8月に入ると米国大使が関係諸国と事前協議もなく帰国し、さらに国民党を突き放す『中国白書』が発表された。仏側は米国の一方的行動に対し省内覚書（8月10日付）に憤懣を漏らすことしかできなかった（DDF49T

2, 47）。

2-6 イギリスとの再接近

そこに働きかけてきたのがイギリスであった。仏側の駐英大使館8月7日付報告電によると、デニング極東問題担当次官補がボデ代理大使に対して、アメリカの対中政策が『中国白書』出版に見られるように「完全に混乱」しているが、英仏の協調によりアメリカの軌道修正を図りたいと申し出た（DDF49T2, 43）。

イギリスの一連の動向の背景には、9月開催のワシントン外相協議があった。中国問題について英米の不一致が顕在化していた⁸⁾ほか、国際的問題が山積していたことから、ワシントンで英米外相協議を9月前半に行うことが7月下旬に取り決められていた。みずからの立場を強化すべく、イギリス外務省は協議の一部に招聘されていたカナダとフランスへの働きかけを進めたのであった。

イギリスは8月末にも中国問題に関する覚書を友好国に公式に手交した。フランスに対してはデニングがボデ代理大使に8月31日に手交した際、文書の要点について説明を加えたうえで、対中共同戦線を最初に破ったのはアメリカであり、フランスが承認問題について「独自の利益に沿って異なる立場を取らざるを得なくなろうことは非常に理解できる」と述べた（DDF49T2, 78）。9月1日に仏外務省に同文書を手交した英公使も「米国とは共同歩調を取れない」と明言した⁹⁾。

英米仏外相の間で中国を含むアジア問題が討議されたのは9月17日のことであった¹⁰⁾。イギリス側の記録には、アチソン國務長官が「緊密に足並みを揃えることができるよう望むが、独自に動かなければならない時には非難の応酬は行わな

7) 南京における中共の外交問題責任者の黄華（南京市軍事管理委員会外事処処長）のステュアート大使に対する接触を指すと考えられる。

8) 承認問題以外の英米の相違点としては、アメリカが大使の帰国に象徴されるように中国から政府・民間問わず引き揚げようとしたのに対し、イギリスはできるだけ残留して関与を続けようとした点、国民政府による港湾封鎖に対し、イギリスは激しく反発した点などがある。仏側もこの相違に留意していた（DDF49T2, 78; 82）。

9) イギリスにとっては、インドとオーストラリアが早期承認を志向しており、英連邦の一体性の維持することも考慮に入れねばならなかった。英側文書は仏側ないボデ代理大使の発言を記録している。TNA, FO371/75814/F13118. MAE, vol.217, fol.108.

10) 英米二国間では13日に中国問題を協議していた。なお、英米仏それぞれの会談記録が存在するが、米側の記録は英仏側との齟齬が大きいことに注意を要する（FRUS49, 88-90）。

い」と述べたと明記されている (DBPO, 97)。

一方、仏側の記録によると、シューマン外相は「インドシナ国境付近に国民党支配地域がなお存在する間は承認しない」と述べた。また国民政府が崩壊した場合の国連安保理の問題についても言及しているが、アチソン國務長官はその場での回答は避けた。結論としては、三者で最大限すり合わせを行うことで一致した。

結局、建国前にはフランス自身の承認問題に関する検討は遅々として進まなかった。南京・サイゴンからそれぞれ8月12日付、21日付で早期承認に対する賛否の意見具申が重ねて行われ、アジア太平洋局内でも8月10日付、9月3日付の覚書が作成されているが、5月21日付の覚書からさほど進展がないまま中華人民共和国の成立を迎えたのであった (DDF49T2, 54; 67; 46; 47; 82)。

3. 建国後の対中外交

3-1 中国政府との最初の接触

中華人民共和国の成立が宣言された10月1日夜、欧米各国の北京領事館に毛沢東国家主席の建国の公告と周恩来外相の外交関係樹立を呼びかける公開書簡が投函された。新しい外交部からの働きかけにどう対応すべきか。この点についても英米仏は一致せず、イギリスの対応に米仏は異を唱えたのみならず、米側ではもつれてトルーマン大統領まで報告が上がり、ベヴィン外相が釈明に追われる事態となった。その端緒をなしたのはフランスであった。

4日、パリ本省からロンドン、ワシントンの大使館へ各国政府に対応ぶりを照会するよう求めた。ところが、駐英大使館の報告より早く、パリのイギリス大使館から5日に中国外交部への回答文書(6日付)が提供された。問題はその文言に中央人民政府という名称が使用されていたことであった。これは事実上の承認を構成するとフランス側は判断し、同日中に各国政府に問題提起するようロンドン、ワシントンの大使館に訓令した¹¹⁾。

6日夜、フランス大使館ダリダン公使はバタワース局長に当該文書を手交し、注意喚起した。翌7日の時点でイギリス駐米大使館から同文書が提出されていなかったことから、仏大使館員はイギリスが事前協議しなかったのは驚きであり、中国側に提出されれば米仏の「足をすくう」効果があると指摘した。同時に、フランス政府は北京領事に口頭で受領確認を伝達するように訓令したことを明らかにした (FRUS49, 108-109)。

ではフランス自身はどのような接触をもったのか。実際には、北京総領事は夜間に届いた文書を2日に外交部の要求通り平文でパリ本省と上海の大使館に宛てて打電し、外交部には周恩来氏宛とし、総領事本人の肩書無しの署名を付した受領書を手交していた。この対応を本省は問題視し、11日にパリ本省は北京総領事館への訓令で、中国政府との接触に関しては行動を取る前に指示を受けることを厳命した。11日に改めて総領事本人が受領と伝達を公式に口頭で確認するため外交部を訪問したところ、西欧局長・総務局長らに丁重に接遇された¹²⁾。これが外交部官員との最初の直接の接触となったが、その後本省から追加の訓令はなく、進展はなかった。

3-2 フランス本国内の動向

一方、フランス本国内でも微妙な舵取りを求められる出来事が起きていた。「パリ凌孟事件」とも呼ばれるこの事件の発端は、4ヶ月にわたる給料未払いに業を煮やした中華民国駐仏大使館とパリ総領事館の凌其翰公使・孟鞠如参事官を主導者とした一部館員が給与支給を求めて9月26日にストライキ発動を広州外交部に通告したことであった。ところが、外交部はこの要求に直ちに反応を示さなかった。すると、30日には、スト側は「反動政府を離脱し、中華人民共和国を擁護」し、中国への移管を待つとして大使館・領事館を封鎖した。政治問題化したことに驚いた広州外交部は10月1日に自動車事故で療養中の大使の解任、臨時代理大使として駐英公使の派遣、スト主導者

11) MAE, vol.210, fol.67; vol.217, fol.145; vol.217, fol.148.

12) MAE, vol.210, fol.62; fol.75; fol.82-83.

の解任と召還、の3点を骨子とする方針を決定した。これに対し、9日、主導者らが起草した「中華人民共和国擁護宣言」を北京の中央人民政府に打電したところ、11日に周恩来からスト関係者全員の中国受け入れと現状の堅守を求める返電が届いた。その後着任した臨時代理大使とスト側の対峙が続いたが、最終的に11月4日、スト側が暴漢に襲われて負傷し勤務が継続できなくなったことで決着した（黄、121-127）。

「バリ凌孟事件」は、今や両立するに至った中華人民共和国と中華民国に対するフランス側のスタンスを如実にうかがえる例として興味深い。フランス外務省は、凌らが10月5日に外務省に訴え出たことで対応を迫られた。翌日、年末に再協議するとして年内のビザを発給することを伝えた。明国の代理大使は着任後繰り返し強制退去を要求したが受け入れられなかった。フランス当局は不介入の方針を掲げつつ、本国に解任されて本来外交特権を失うはずの凌らに、つまりは中国側に好意的な対応をとったと言える。

この事件の進行を横目に、フランス外務省は10月末から11月初にかけて中国問題に集中的に取り組んだ。アジア太平洋局が作成した10月29日付パロディ官房長宛覚書では承認問題について次の5つの論点について整理した（DDF49T2, 158）。すなわち、新政権の安定性、新政権の合法性、フランスが承認から引き出せるメリット、ベトナム、カンボジア、ラオスによる承認につながるか、諸外国の立場である。ついで31日付パロディ官房長宛覚書では、国際的側面と国内およびフランス連合に関わる側面に大別して分析を行った。本稿の関心に直結する後者の国際的側面についての分析のみ触れると、西側陣営内に早期承認を目指す英蘭白と慎重な米仏豪などの二つの潮流が存在すると整理したうえで、本来は大使館移転問題のように共同歩調を取るべきだが、その後米そして英も抜けて、すでに継続不可能となると指摘し、もし米だけが不承認政策をとるのであれば、仏は米に就くべきではないと主張した。

中国の怨恨と憎悪がフランスに向けられればインドシナの脆弱性が高まるためである（DDF49T2, 159）。

こうした作業を経て11月1日、シューマン外相主宰の下で早期承認論者のメイリエ大使と慎重論者のピニョン・インドシナ高等弁務官という賛否両論の主唱者が一堂に会する外務省と海外領土省の合同会議が開かれた。外相は結論として、承認は可能な限り遅らせるべきであり、英国が早まらぬよう米国から圧力をかけるよう米国を説得すべきである、とした。また、メイリエ大使には北京に対し承認の意思があることを示すための段階的計画をまとめるよう命じた（DDF49T2, 162）。

3-3 英米との再調整

この結論を受けて早速11月2日には本省は駐米大使館に対し、イギリスの承認をできるだけ遅らせるために國務省に介入を要請するように訓令した（國務省ならびに米国駐仏大使への伝達はいずれも4日¹³⁾）。

折から、イギリスは10月下旬に閣議で中国承認問題と方針を討議し、「法律上の承認」を付与することを決定したところであり、フランスに対しても10月31日にイギリス大使館員が同日付の覚書を外務省に手交して所見の返答を求めていた。ただし、今回は15日以内の返答を要請した点が大きく異なった。

11月4日、フランス大使館員と面会した國務省中国課側は、懸念は共有するが、15日以内の返答を要請する姿勢からも、米仏で協力してもあまり長く遅らせることは期待できないとの見解を示した。アメリカの後押しを受けられず、フランス外務省としては9日付回答文書で、フランス本国とインドシナ諸国の事情を強調し、可能な限り承認を先送りするよう英側に要請するくらいしかできなかった¹⁴⁾。

11月10日に開催された英米仏外相会議は中国成立後初めての機会でもあり、中国問題が主要議題の一つとなった。毛沢東政権への態度、インド

13) MAE, vol.217, fol.179; FRUS, 164-165

14) MAE, vol.217, fol.180; fol.185-186.

シナ北部との国境地帯への中国の進軍がもたらす問題の二つの論点に分けて意見交換が行われた¹⁵⁾。この会議ではシューマン外相が新たにインドシナ紛争を冷戦と絡め、フランスは「西側のために共産主義との戦いの前面に立っている」とアピールし、米英の支持を求めたことが注目に値する。同会議でベヴィン外相は、早期承認論を主張するインドに配慮せざるを得ないものの、12月半ばの国連総会終了までは承認は行わないと表明した。

3-4 イギリスの承認決定直前の駆け引き

ベヴィン外相の表明通り、ロンドンでは12月15日の閣議で、できるだけ多くの国が同時にあるいは前後して中国を承認するよう、コモンウェルス諸国と友好国に通知することを推奨した。承認の日取りはベヴィン外相に一任された。この時点では差し当たり1月2日を仮の日取りとして早速、翌16日には米国、フランスに通知した(*DBPO*, 110; 115) (1月1日は休日、日曜日)。

フランス側は21日に駐英大使にイギリスによるバオ=ダイ政権の承認を公表する状況になるまで中国承認を遅らせてほしいと伝えるよう訓令した一方、駐米大使に対しては、イギリスの承認を遅らせるよう国務省に働きかけることを指示した(*DDF49T2*, 234)。

12月22日にフランス駐英大使と会談したベヴィン外相は、翌23日、1月6日に延期することで配慮を示すことにしたとアトリー首相にメモを提出した。24日に首相の同意を受けて、首相の私信の形式で1月6日承認の日程が友好国政府首脳に伝達された。

4. 中国による

ベトナム民主共和国承認の衝撃

4-1 フランスの中国承認への歩み

イギリスが中国承認に向けて最終段階に入った

12月初旬、国民政府は大陸部最後の臨時首都の成都を離れ、7日には正式に台北において業務を開始した。9日に昆明でも国民政府雲南省主席が到来した人民解放軍に恭順の意を表明し、インドシナ隣接地域に国民党勢力が存在する限りは中国を承認しないとされていた条件が消滅した。

イギリスの15日の閣議決定を伝えた英公使にアジア太平洋局長が内話で明かしたように、フランス国内政治も中国承認に前向きに動き出した。21日の国民議会外交委員会では中国承認問題が討議され、仏共産党の即時無条件の承認要求は却下され、社会党の政府に適切な措置をとるよう一任する方針が採択された¹⁶⁾。

また、オリオール大統領も動いた。Chaigneによると、オリオールの日記の1949年12月30日の項には次のような言及が見られるという(Chaigne, 154)。

「ようやく(シューマン外相と：引用者注)インドシナと中国について話した。彼は私と毛沢東の承認について完全に一致した。この承認の準備のための会議を1月1日からビドー(首相：筆者注)と開き、イギリスと同時に承認すべきである。」

しかし、1月5日にシューマン外相は、英米およびアジアの若干国がバオ=ダイ政権を承認するまでは中国承認を差し控えるという方針を固めたと明らかにした¹⁷⁾。前後して、パリではある新聞が中国承認の見通しを記事にすれば別の新聞がそれを否定すると行った具合に情報も錯綜していた(Qu, 178)。こうしたなかアメリカは承認問題について再び直裁な牽制を放った。1月9日、米国駐仏大使館からバーイェンス局長にフランス政府の方針の照会したうえで、翌10日、ブルース大使はパロディ官房長に対してフランス政府が承認を早まれば米国内で「バオ=ダイのための措置が疑問視されることになる」と言明した。官房長は毛沢東政権の承認はさほど長くは先延ばしできないものの、決定は間近ではないと述べ、大使を安

15) *DDF 49T2*, 179; *FRUS*, 189-190; *TNA*, FO371/75820/F16905, F16978. なお、直前の7日にはブリュッセル条約加盟国の定例会議でも本来は対象外の中国問題が取り上げられた。欧州諸国の関心の高さが窺える。MAE, vol.217, fol.181。

16) FO371/75827/F18924; FO371/75829/F19327。

17) 1月3日付提出された覚書(*DDF50*, 2)を踏まえたコメント

心させた¹⁸⁾。

2月初旬にエリゼ協定の批准が完了し、パオ＝ダイのベトナム国が正式に発足すれば中国を承認する方向性で準備を進めていたフランス当局に冷や水を浴びせたのは中国であった。まず、米・蘭に対してと同じタイミングで、8日にフランス保有の兵舎・領事館施設の接収が通告され、15日に強制執行された。重ねて同15日にベトナム民主共和国（以下、北ベトナム）が中華人民共和国の承認を発表すると、3日後の18日に中国は北ベトナムを承認し、31日にソ連も続いた¹⁹⁾。1月末に国民議会でエリゼ協定が批准され、2月2日に大統領の署名を経てベトナム国は正式に発足したが、すでに中国承認の機は逸していたのであった。

4-2 アメリカの態度硬化

1949年末からすでにアメリカはインドシナ問題について軍事支援を開始していたが、ソ連の北ベトナム承認は東南アジア問題を冷戦と直結させることとなり、米が本格的に介入する契機となった。米国は成立後最初の週明けの2月7日（月）にはベトナム国を正式承認し、イギリスなど友好国もこれに続いた。

また、兵舎接収によりさらに硬化したアメリカ世論を受けて、2月にはマッカーシー上院議員が國務省中国専門家への攻撃を開始した。2月14日に中ソ友好同盟相互援助条約が締結されたことで、チトー主義の再現の望みが絶たれた。3月にはアメリカの全外交官が中国本土から撤収した。

3月31日付のボネ大使の報告によると、ジュサップ無任所大使はフランスが北京との関係を公式に回復するなら、「われわれはホー・チミンと交渉する」と発言した²⁰⁾。この背景には27日のオランダによる中国承認発表があり、これ以上の

西側主要国の承認は是が非でも食い止めたかったと考えられる。

5月11日ロンドンで開催された英米仏三国外相会議においても、中国承認問題は議題として取り上げられず、ソ連の国連ボイコット問題の検討のなかで言及されるにとどまった。米国側の記録によると、シューマン外相は、フランスは中国を承認する決定は行っておらず、毛沢東も承認を求めているようであり、フランスにとって承認問題は重大ではないが、国連安保理の代表権問題は大きな懸念を引き起こしているとし、この厄介な状況に目を閉ざすべきではないと主張した。これに対し、アチソン國務長官は、承認問題は共同討議では進展の見込みがなく、ソ連の圧力に屈して中国の国連加盟を受け入れても毛沢東は加盟しないかもしれないと答え、これは時間の経過が有益な問題であるかもしれないと、投げやりなコメントで締めくくった（*FRUS 50*, 1036-1037）。

こうして米国が頑なな姿勢を保っていた一方で、イギリスは停滞していた中国との国交樹立交渉を前進させるために新たな一步を踏み出した。国連での中国代表権問題に関し、従来の棄権から中国支持へと投票方針の変更を決定したのである。この件を報告した6月19日付電報にシューマン外相は「態度を表明すべき時が来た。いかにアメリカに打診するか？」と書き込み、パロディ官房長に検討に入らせた（*DDF 50*, 150）²¹⁾。

5. 朝鮮戦争勃発後のフランスの模索

6月25日に朝鮮戦争が勃発すると、フランス政府はさらに中国がインドシナ国境で軍事行動を起こすことを恐れた。ただし、懸念の一方でフランスはイギリスが主張していた、朝鮮での紛争と中国問題とを切り離して処理すべきであるという見解を共有し、直ちに中国承認や国連加盟を断念

18) MAE, vol.212, fol.94; 95.

19) 今日では、ベトナム側の求めに応じて1949年12月28日に中国が段取りを助言したことが明らかとなっている（中共中央文献研究室・中央档案馆編、241-244）。東南アジアに関心の薄いスターリンに対してモスクワ滞在中の毛沢東自身が説得したとされる（牛、198-199）。

20) MAE, vol.203, fol.29-30. Note, Position de la France à l'égard du problème de la reconnaissance du gouvernement populaire de Chine. 25 novembre 1950. この文書は49年から50年にかけての過程の優れた概要となっている。

21) 3月30日、イギリスの照会に対し、仏側は中国との承認交渉の唯一のカードとの認識を示した（*DDF 50*, 70）。

したわけではなかったことに注意を要する。

フランス外務省は最大の問題は中国であるとして、英米に共同研究を行うことを求めた (*DDF* 50, 216)。7月18日付のフランスの呼びかけにより、8月3、4日の2日間に英米仏の外交実務者が集まり、幅広い問題について非公式な意見交換を行った。東アジア関連では朝鮮戦争、インドシナ、中国、中国の国連加盟問題、台湾などが取り上げられた (*DDF* 50, 242; 245)。

国連加盟問題について、米側は譲歩しない方針を改めて鮮明にし、仏側も結局は同意を示した。しかし、フランスはなお中国承認を断念しなかった。その背景には、9月半ば以降雨季が終わり次第、中国が直接・間接的に関与するベトナムの大規模攻撃が始まるとのピニョン・インドシナ高等弁務官の見通しがあった。そして、中国と接触することによってベトナム支援を手控えさせることを期待したが、現状は接点がないため、承認問題の提起によってそのチャンネルを創り出そうと考えたのであった (*DDF* 50, 254)。

この線に沿って、8月10日の閣議で中国承認問題が取り上げられた。結論として、中国からインドシナ問題で不干渉の立場をとる保証を得られなければ中国の国連加盟に賛成票を投じることはできない。またホー・チミンの承認はフランス連合に対する敵対的行為であり、中国に何らかの埋め合わせを求めるべきである。こうした理由づけで、直接あるいは間接的に中国政府に接触することを外務省に求めた (*DDF* 50, 265)。

選択肢としてインド政府への仲介も検討されたが、バオ=ダイ政権を忌避するネルーがインドシナ問題に介入してくる可能性があるなどの理由から却下された。フランス政府が在外公館を通じて直接中国側に連絡を取ること、事前に承認をしていなければ対応されないだろうと判断された。結局、選ばれたのは以前から温めていたイギリスの協力を得て北京領事を通じて中国当局に接触する方式であった。しかし、これを受けてイギリス

側に打診するも、色よい回答は得られなかった。イギリス自身、北京との国交樹立交渉が行き詰まっていたからである²²⁾。

他方、アメリカ側にもこのアイデアを打診したところ、アチソン國務長官からは9月中旬にニューヨークで開かれる英仏外相会議までは保留するという16日付返答を得たにとどまった (*DDF* 50, 265)。

その9月の英米仏外相会議では14日にアジア問題(中国の国連加盟、台湾、朝鮮、インドシナ)が集中的に討議された。シューマン外相からは中国の承認問題について、朝鮮戦争の間と、インドシナに関する何らかの保証が得られるまでは不承認政策の変更を考えないとしつつも、国連加盟問題は早急に直面すべき現実の問題であるとし、イギリス同様中国の加盟を支持するが、アチソンの見解を踏まえて本国政府への助言を決定したいと述べた。これに対し、アチソン國務長官はアメリカの政策は1月12日のナショナル・プレスクラブ演説から変わっていないと述べ、三者間の相違を極小化するため協議は当面中止したいと逆提案した²³⁾。19日にパリでまとめられた覚書には、中国に対してイギリスがフリーハンドを認められているのにフランスは米仏関係にきわめて深刻な結果をもたらすと圧力をかけられているという不満が記されている (*DDF* 50, 302)。

その後、1950年11月初旬に中国の「志願軍」の参戦が明白となり、朝鮮戦争が実質的に米中戦争と変質した時点で事実上フランスの中国承認の可能性は消えた。かくして11月25日付のアジア太平洋局作成の覚書は「承認の企画は当面断念された」と結論づけ、中国承認の試みはいったん幕引きとなったのであった²⁴⁾。

6. おわりに

以上のフランスの中国承認問題をめぐる外交過程の検討から得られた知見をまとめておこう。

本稿の最大の問題関心である、英米との関係性

22) *DDF*50, 254. MAE, vol.203, fol.29-30.

23) *FRUS*50, 1224-1225. *DBPO, Korea*, 45. 米側は11月7日の中間選挙を意識していた。

24) MAE, vol.203, fol.29-30.

から一連の過程を再整理すると、次の四つの時期に区分できよう。第一は1949年1月～7月までで、三カ国の協調を模索した時期。第二は8月～9月はイギリスとの協調によりアメリカの一方的な行動の牽制を試みた時期。第三に10月～12月はアメリカとの協調によりイギリスの承認を遅らせようとした時期。第四は1950年1月から11月にいったん承認を断念するまでの、イギリスの側面支援を受けつつ、アメリカの理解を取り付けようとする時期、である。ここからは、フランスの対中外交は事態の進行を遅らせることに主眼を置いており、米英のいずれかが独走すれば他を利用して牽制する外交を展開したことが読み取れる。

フランスの外交サークル内部には、早期承認論と慎重論が存在し、駐華大使に代表される現地外交官および武官は前者を、インドシナ高等弁務官に代表されるインドシナ関係者は概して後者を主張した。外務省本省は後者に傾きがちであった。遅くとも49年5月にはこの構図が定まり、中ソがベトナム民主共和国を承認して情勢が一変する50年1月まで同じような議論が繰り返された。

その間変化がなかったわけではない。承認により中国がインドシナへの干渉を控えることを期待するという消極的な立場から、承認と国交樹立の前提条件としてインドシナに干渉せぬよう保証を求める積極的な方針へと移行した。国連加盟問題を利用することも検討された。いずれも北ベトナムと中国の切り離しにより紛争解決を目指すという意味では後年のニクソン外交の先取りとも言えるが、中国側に応じる意思がなかった以上、端的に言って実現不可能であった²⁵⁾。

より根本的な問題として、フランスの対中外交は最優先のインドシナ問題の手段のひとつと位置づけられていた。共産党を除く各政党もインドシナ利権を有しており、国民議会のエリゼ協定批准作業も遅々として進まなかった。他方で、すでに戦時中に中国での権益は放棄され、もとより仏系企業の投資規模も小さかったことも中国軽視の一因であったと考えられる。重要性の低い中国問題

で対米関係をこじらせ、アメリカの軍事的財政的支援を失うわけにいかなかったことも慎重論を強化した。

こうして見ると、中仏国交樹立が第四共和制下では実現せず、第五共和制を待たなければならなかった理由が鮮明になる。すなわち、内政の制度的問題、インドシナ（より広くは植民地）利権、対米関係そして中国の立場の変化、これらの条件が噛み合うには10余年の時間が必要であったのである。

引用・参考文献

公刊文書集

Ministère des Affaires Étrangères, *Documents Diplomatiques Français, 1948, Tome II* (P.I.E. Peter Lang, 2013).

———, *Documents Diplomatiques Français, 1949, Tome I* (P.I.E. Peter Lang, 2014).

———, *Documents Diplomatiques Français, 1949, Tome II* (P.I.E. Peter Lang, 2014).

———, *Documents Diplomatiques Français, 1950* (P.I.E. Peter Lang, 2015).

Documents on British Policy Overseas, Series I, Volume VIII, Britain and China, 1945-1950 (Whitehall History Publishing, 2002).

———, *Series II, Volume IV, Korea 1950-1951* (Whitehall History Publishing, 1991).

Foreign Relations of the United States, 1949, vol. IX The Far East: China (United States Government printing Office, 1974).

Foreign Relations of the United States, 1950, vol. III Western Europe (United States Government printing Office, 1977).

中共中央文献研究室・中央档案馆編『建国以来劉少奇文稿 第一冊』（中央文献出版社、2005）。

日本語

牛軍著、真水康樹訳『中国外交政策決定研究』（千倉書房、2021）。

鳥潟優子「東南アジアにおける脱植民地化と冷戦の開始」益田実・池田亮・青野利彦・齋藤嘉臣編著『冷戦史を問いなおす』（ミネルヴァ書房、2015）。

三宅康之「カナダの対中承認外交（1949-1950）」『国際学研究』Vol.9, No.1（2020）。

25) 中国は毛沢東が中ソ同盟を締結してモスクワから帰国した1950年3月にベトナム支援を正式決定していた（牛、198-199）。

モーリス・ラーキン著、岩村等ほか訳『フランス現代史』(大阪経済法科大学出版部、2004)。

アレクザンダー・ワース著、野口名隆・高坂正堯訳『フランス現代史Ⅱ』(みすず書房、1959)。

中国語

黄慶華『中法建交始末』(黄山書社、2014)。

徐曉重ほか『百年中法関係』(世界知識出版社、2006)。

フランス語

Nicole Bensacq-Tixier, *La France en Chine de Sun Yat-Sen à Mao Zedong, 1918-1953* (Rennes : Presses univer-

sitaire de Rennes, 2014).

Christine Chaigne, *La Reconnaissance du Gouvernements Chinois par la France : Contribution à l'étude du principe d'effectivité en droit international public* (Aix-en-Provence : Presses universitaires d'Aix-Marseille, 1996).

Thierry Robin, Faut-il reconnaître la Chine rouge ? L'attitude de la France et de ses alliés anglais et américain (janvier 1949—janvier 1950), *Histoire @ Politique*, 2013/1 (no.19).

Qu Xing (曲星), *Le temps de soupçon : les relations franco-chinoises, 1949-1955* (Paris : You-Feng, 2005).